

豊見城市告示第78号

豊見城市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、中高層建築物が建築されることにより生ずる電波障害を防止するとともに、電波障害による紛争を未然に防止し、もって地域の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「中高層建築物」とは、次の各号のいずれかに該当する建築物及び工作物をいう。

(1) 高さが10メートル以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれがあるもの

2 この告示において「建築主等」とは、中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

3 この告示において「近隣住民等」とは、電波障害を著しく受けると予想される建築物の所有者、占有者及び管理者をいう。

4 この告示において「建築確認申請」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による建築主事に対する確認の申請、法第6条の2第1項の規定による国土交通大臣等の指定を受けた者に対する確認の申請又は法第18条第2項の規定による建築主事に対する通知をいう。

(建築計画の配慮)

第3条 建築主等は、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。

(電波障害の防止)

第4条 建築主等は、中高層建築物の建築により電波障害が生ずるおそれがあるときは、あらかじめ一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者若しくはCATVエキスパート（受信調査）の資格を有する者又はその者の属する調査会社に周辺地域の受信状況及び受信障害の予測調査を行わせなければならない。

2 前項の場合において、複数の建造物その他複雑な電波障害の調査を要するときは、必要に応じ、経験及び技術的能力を有する日本放送協会（NHK）、電波受信環境クリーン協議会等に指導及び協力を求めるものとする。

3 建築主等は、第1項の予測調査の結果、受信障害が発生するおそれがあるときは、近隣住民等と協議し、建築主の負担において、当該受信障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(標識の設置等)

第5条 建築主等は、建築確認申請前に、中高層建築物の概要を記載した標識（様式第1号）を設置し、当該計画について近隣住民等に十分な説明を行わな

なければならない。

- 2 前項の規定による標識の設置期間は、次条の規定により届出書を提出する日の20日前から法第89条第1項の規定により建築確認があった旨を表示する日までとする。

(関係書類の提出)

第6条 建築主等は、建築確認申請前に、建築計画の届出書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 予定建築物の見取図、配置図、各階平面図及び基準断面図
- (2) 説明会の出席者名簿又は個別説明者の名簿
- (3) 前条第1項の規定による標識の設置を確認できる写真等
- (4) 建築主等の責任において紛争を解決する旨の誓約書(様式第3号)
- (5) 中高層建築物によるテレビジョン受信障害調査報告書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(紛争の解決)

第7条 建築主等は、中高層建築物を建築したことにより電波障害が生じたときは、電波障害を受けた区域に対して電波が良好に受信できるように必要な措置を講ずるとともに、その維持管理に必要な事項について近隣住民等と協議し、取決めを行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に建築確認申請がされている中高層建築物に係る標識の設置及び関係書類の提出は、なお従前の例による。ただし、電波障害が生ずるおそれが解消できていないものについては、この限りでない。